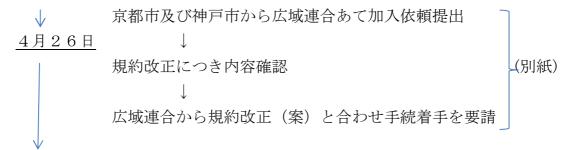
### 政令市の加入について (案)

平 成 24 年 4 月 本 部 事 務 局

- 1 2市(京都市、神戸市)の加入に向けた手続き等
- (1)全体の流れ(関係団体:7府県4市)



5月中旬~7月中旬 各府県・市議会

· 京都市会:5月14日(月)~5月28日(月)

神戸市会:6月中旬 ~6月下旬

各府県市:5月18日(金)開会※大阪府会

~7月中旬閉会※滋賀県会 [裏面参照]

7 月中旬 全議決後速やかに総務大臣申請

8 月 中 総務大臣許可の見込

< 大阪市・堺市加入: 3月28日付総務大臣申請→4月23日付許可> (議員定数増に伴い連合議員選出を連合議長から関係県市議長あて依頼)

#### (2) 規約改正の概要

規約第2条[構成団体名]及び第20条別表[構成団体名]に両市を追加 (参考)

- •参加事務[除外事務]
- 連合議員定数(暫定)

・分担金ルール

前回の規約改正により政令市加入時の

一般規定は整備済

#### 2 担当分野等

[大阪市、堺市の希望] 広域産業振興(大阪府知事担当)の副担当 (両市の産業担当局部長級(各1名)を広域産業振興局の参事として併任)

- <上記を含む体制整備(5月1日付)> ※分野での府市間の人事交流も別途調整中
  - ・両市からの派遣職員(各1名)を本部事務局に専任配置
  - ・両市の各局部課長等を本部事務局、分野事務局の参与や課長等として併任

## 各府県・政令市5~6月議会の開催日程(予定)

平成24年4月26日時点

団体名	開催日程
滋賀県	6月下旬~7月上旬
京都府	6月下旬~7月上旬
大阪府	5月18日(金)~6月 6日(水)
兵庫県	6月上旬~中旬
和歌山県	6月12日(火)~6月29日(金)
鳥取県	6月11日(月)~7月 4日(水)
徳島県	6月18日(月)~7月 6日(金)
京都市	5月14日(月)~5月28日(月)
大阪市	5月15日(火)~5月30日(水)
堺市	5月21日(月)~6月22日(金)
神戸市	6月中旬~下旬



総行市第41号

関西広域連合 広域連合長 井戸 敏三

平成24年3月28日付け関広総第42号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成 2 4 年 4 月 2 3 日

総務大臣 川端 達夫 巨伽區

関 広 議 第 2 号 平成 24 年 4 月 23 日

関係県・政令市議会議長様

関西広域連合議会 議長 吉田 利幸

関西広域連合議会議員の選出について (依頼)

陽春の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。 関西広域連合の運営にあたっては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市及び堺市の関西広域連合への加入に伴う規約改正については、平成24年4月23日付けで総務大臣から許可されました。

つきましては、規約第9条及び規約附則第5項の規定に基づき、貴議会から 人の議員をご選出いただき、速やかにご報告賜りますようよろしくお願いします。

企 政 第 8 号 平成24年4月25日

関西広域連合長 井戸 敏三 様



関西広域連合の規約改正手続について(依頼)

本市の関西広域連合への加入について、貴構成各府県市との間で協議を進めたいので、規約改正に向けた手続方、御配慮をお願いします。



神企企企第86号平成24年4月26日

関西広域連合長 井戸 敏三 様

神戸市長 矢田 立神戸市 長之印

関西広域連合の規約改正手続きについて(依頼)

本市の関西広域連合への加入について、貴構成各府県市との間で協議を進めたいので、規約改正に向けた手続き方、ご配意をお願いします。

各構成府県知事・大阪市長・堺市長 様

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合の規約変更に係る手続きについて (依頼)

平素は、関西広域連合の運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、京都市及び神戸市からの連合加入に向けた要請を踏まえ、広域連合として、別紙のとおり関西広域連合規約の改正(案)を取りまとめました。

つきましては、規約変更に係る手続きとして、各府県・市議会上程に向けての諸準 備を進めていただきますようお願い申し上げます。 京都市長・神戸市長 様

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合の規約変更に係る手続きについて(提案)

平素は、関西広域連合の運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、貴市からの連合加入に向けた要請を踏まえ、別紙のとおり関西広域連合 規約の改正(案) を取りまとめました。

つきましては、規約変更に係る手続きとして、市議会上程に向けての諸準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

関西広域連合規約の改正について (案)

平成24年4月 関西広域連合

関西広域連合規約の改正について(案) ・・・・・・・・・・ 1
関西広域連合規約の変更議案、提案理由(案) ・・・・・・・・・・・・・2
関西広域連合規約新旧対照表(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
参考·地方自治法(規約改正関係抜粋)····································

.

.

## 関西広域連合規約の改正について(案)

### 1. 規約改正の目的

京都市及び神戸市の新規加入によるもの

### 2. 規約改正の概要

- ① 第2条 構成団体に京都市及び神戸市を追加
- ② 別 表 分賦金を負担する構成団体に京都市及び神戸市を追加 ※ 別添 規約改正議案(案)、規約新旧対照表(案)を参照

### 3. スケジュール

4月~ 総務省との事前協議、規約改正案の作成

4月26日 広域連合委員会で決定

(広域連合議会、構成府県議会への事前説明)

5月中旬~ 関係議会で規約改正の議案上程

7月下旬 総務大臣へ変更許可申請

8月 総務大臣の変更許可(予定)

### 提案理由 (案)

関西広域連合区域内の政令指定都市のうち大阪市及び堺市については、平成24年4月に関西広域連合へ加入したところであるが、京都市及び神戸市は未加入の状況にある。府県が処理することとされている事務のうち一定の事務を処理している政令指定都市がすべからく関西広域連合に加入することで、府県で構成されている関西広域連合の権能を高め、事業執行力を担保することにより、もって関西全体の広域行政の一体的、効率的展開を図ろうとするもの。

### 第 号議案

### 関西広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、 関西広域連合規約の一部を変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成24年 月 日提出

○○知事(市長) ○ ○ ○

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約(平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可)の 一部を次のように改正する。

第2条及び別表中「大阪市及び堺市」を「京都市、大阪市、堺市及び 神戸市」に改める。

附則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変 更 案
関西広域連合規約(平成22年総行市第250号)	関西広域連合規約(平成22年総行市第250号)
(広域連合の名称)	(広域連合の名称)
第1条 この広域連合は、関西広域連合(以下「広域連合」という。)という。	第1条 (略)
(広域連合を組織する地方公共団体)	   (広域連合を組織する地方公共団体)
第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県(以下「構成	第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県(以下「構成
府県」という。)並びに <u>大阪市及び堺市</u> (以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわ	府県」という。)並びに <u>京都市、大阪市、堺市及び神戸市</u> (以下「構成指定都市」という。以下「
せて「構成団体」と総称する。)をもって組織する。	構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。)をもって組織する。
(広域連合の区域)	(広域連合の区域)
第3条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。	第3条 (略)
(広域連合の処理する事務)	(広域連合の処理する事務)
第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。	第4条
(1) 広域(2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。)にわたる防災、観光及び	(1) (略)
文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内にお	·
ける地域の振興に関する計画(第6条に規定する広域計画を除く。)の策定及び実施に関する事	
務	
(2) 広域にわたる防災に関する事務(感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務	(2) (略)
を含む。)のうち、次に掲げるもの	
ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。)第48条第1項に	
規定する防災訓練に関する事務	
イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務	
ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務	
エ 防災に資するための人材の育成に関する事務	
オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する	
事務	
カ 防災に係る調査研究に関する事務	
(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの	(3) (略)
ア 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務	
のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条(第1項を除く。)から第34条までに規定す	1
る事務	

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)			<u></u>		 変	更	<del></del> 案	 	
イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律							<u> </u>		
第91号。以下本号において「法」という。)に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、						•			
次に掲げるもの									
(7) 法第4条(第3項を除く。)に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務				,					
(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務									
ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条(第1									
項を除く。)から第20条まで(法第24条で準用する場合を含む。)に規定する事務									
エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの				•					
オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの								•	
カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの									
(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの	(4)	(略)							
ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務									
イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務									
ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務		•	•						
エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務			•						
(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの	(5)	(略)							
ア 救急医療用ヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措									
置法(平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。)第2条に規定する救急医療用							,		
ヘリコプターをいう。以下同じ。)に関する事務のうち、次に掲げるもの									
(7) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務									
(イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務							•		
(ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)で広域									
にわたるもの									
イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの					1				
ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの									
(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの	(6)	(略)							,
ア 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項							•		
に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の総量の削減に関する事務									
イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務									
(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する准看護師、調理師法(昭和33年法	(7)	(略)							
律第147号)に規定する調理師及び製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に規定する製菓衛生師			=						
に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの				1					
ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項									
第14条(第1項を除く。)、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第									

変 更 前 (H24.4.23付け変更許可規約)		変更、案
4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務		
イ 調理師法第3条第1項、第3条の2(第3項及び第4項を除く。)、第4条から第5条の2	,	
(第3項を除く。)まで及び第6条に規定する事務		
ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する		
事務		
(8) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から	(8)	(略)
構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務		
(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関	(9)	(略)
する事務		
2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務	2	(略)
に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥		
取県に係るものを、同項第3号(アからウまでに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事		
務に限る。)及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。		·
3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地		(略)
方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとさ		
れる事務(広域連合の区域外の事務であって、法令の定めるところにより広域連合が処理すること		
とされるものを含む。)を処理する。		
(事務の追加)	(事務の	5の追加)
第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処	第5条	(略)
理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を		
行い、追加して処理するものとする。		
2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議	2	(略)
を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。		
3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合	3	(略)
の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要		
請する場合にあっては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。	1	
(広域連合が作成する広域計画の項目)	(広域)	<b>対連合が作成する広域計画の項目)</b>
第6条 広城連合が作成する広城計画(地方自治法第284条第3項に規定する広城計画をいう。以下	第6条	(略)
同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。		( men)
(1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び	(1)	(略)
構成団体が行う事務に関すること。	(0)	/ mbr \
(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。	(2)	<u>(略)</u>

N. Commission of the Commissio	
変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変
(広域連合の事務所)	(広域連合の事務所)
第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。	第7条 (略)
(広域連合の議会の定数)	(内は海への鎌への中央)
第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。	(広域連合の議会の定数)
第 0 末   仏外座日の職会の議員(以下「仏外座日議員」という。)の定象は、20人とする。	第8条 (略)
(広域連合議員の選挙の方法)	(広域連合議員の選挙の方法)
第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。	第9条 (略)
2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ついて1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とす	
3.	
(1) 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。)250万未満の構成	
団体 1人	
(2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人	
(3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人	
(4) 人口750万以上の構成団体 4人	
3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。	
0 前2項の機会にわける選挙については、地方日信法第118条の規定の例による。	3 (略)
(広域連合議員の任期)	(広域連合議員の任期)
第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任	任 第10条 (略)
する時まで在任する。	
2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時に	
その職を失う。	
3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により	り 3 (解)
、速やかに選挙しなければならない。	, ( <del>PE</del> )
(広域連合の議会の議長及び副議長)	(広域連合の議会の議長及び副議長)
第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならな	第11条 (略)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。	2 (略)
	-
(広域連合の執行機関の組織)	(広域連合の執行機関の組織)
第12条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。	第12条 (略)
2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。	5。 2 (略)

変 更 前 (H24.4.23付け変更許可規約)			変 更	案		
3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。	3	(略)				
(広域連合の執行機関の選任の方法)	(広域)	重合の執行機関の選任のプ	5法)			
第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。	第13条	(略)				
2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。	2	(略)			<u>-</u>	
3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。	3	(略)				
(広域連合の執行機関の任期)	(広域)	重合の執行機関の任期)				
第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。	第14条	(略)				
2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。	2	(略)				
(広域連合委員会の設置等)	(広域)	重合委員会の設置等)				
第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合 に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会(以下「広域連合委員会」という 。)を置く。	第15条	(略)				
2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合 委員会に諮るものとする。	2	(略)			<i>-</i> -	
3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。	3	(略)				
4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。	4	(略)		,		
5 広城連合委員会に副委員長を置き、副広城連合長をもって充てる。	5	(略)	•			
6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。	6	(略)				
7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	7	(略)	,			
8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体(以下「連携団体」という。)の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。	8	(略)	,			
9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。	9	(略)				
(広域連合協議会の設置)	(広域)	連合協議会の設置)				
第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方	第16条	(略)				
自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合						
協議会を置く。						

変 更 前 (H24.4.23付け変更許可規約)	T	
(選挙管理委員会)	(選挙領	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。	第17条	(略)
2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。	2	(略)
3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び	3	(略)
選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。		
4 選挙管理委員の任期は、4年とする。	4	(略)
(監査委員)	(監査委	<b>(異</b> )
第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。	第18条	(略)
2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務	2	(略)
管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた職見を有する者(次項において「識見を有する		
者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。		
3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員	3	(略)
のうちから選任されるものにあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるま		
での間は、その職務を行うことを妨げない。		
(補助職員)	(補助職	<b>‡</b> ₿)
第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。	第19条	(略)
		,
(広域連合の経費の支弁の方法)	(広域道	<b>直合の経費の支弁の方法</b> )
第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。	第20条	(略)
(1) 構成団体の負担金		
(2) 事業収入		
(3) 前2号に掲げる収入以外の収入		
2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の	2	(略)
左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右		
欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれ		
る同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成		
団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割(以下「人口割等」という。)		
により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算		
出する。		
(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数(以	(1)	(略)
下「人口等」という。) の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る		
人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。		•

変 更 前 (H24. 4. 23付け変更許可規約)	変
(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金	(2) (略)
の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。	
3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、そ	3 (略)
の負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別	~
に定める。	
4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入があ	4 (略)
る場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号	
に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除	
して得た額とする。	
(規則への委任)	(規則への委任)
第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	第21条 (略)
	附則 (略)
(施行期日)	(施行期日)
1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。	1 (略)
(検討)	(検討)
2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の	
処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認め られるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い	
りれるとさは、広吸連合の議会の情放、参加機関の組織、経費の文弁の方法等について使制を行い、 、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
(広域連合の処理する事務に係る経過措置)	   (広域連合の処理する事務に係る経過措置)
3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する	
事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。	· (F#)
4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定	4 (略)
にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。	- (
(広域連合議員の定数等に係る経過措置)	(広域連合議員の定数等に係る経過措置)
5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず	5 (略)
、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定める	
とおりとする。	
(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。	(1) (略)
(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。	(2) (略)
ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する	ア (略)
構成府県 第9条第2項の規定による人数	

41号・一部改正)
号・一部改正) あった日から施行する。

変 更	前(H24. 4. 23付け変更許可規約)				変	更	案		
表(第20条関係)			別表	(第20条関係)					
経費の区分	負担する構成団体	負担割合		経費の区分			5構成団体	負担割合	
第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	均等割 10分の10	総	第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、	京都府、	、大阪府、兵庫県、	均等割 10分の1	10
事務に係る人件費以外の経費	和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市			事務に係る人件費以外の経費	和歌山県	<b>、鳥取</b> り	県、徳島県、 <u>京都市</u>		
5	及び堺市		費		、大阪市	7、堺市	及び神戸市		
第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	受験者数割 10分の10		第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	受験者数割 102	分の10
事務に係る人件費	和歌山県及び徳島県			事務に係る人件費	和歌山県				
第4条第1項第9号に規定する	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	均等割(これにより難い)	(企)	第4条第1項第9号に規定する	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	均等割(これによ	とり難い
事務に係る経費	和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市	事務に係る経費にあって	画	事務に係る経費	和歌山県	、鳥取り	県、徳島県、 <u>京都市</u>	事務に係る経費に	こあって
<b>8</b>	<u>及び堺市</u>	は、広域連合長が別に定	調		、大阪市	7、堺市	及び神戸市	は、広域連合長が	が別に定
<u> </u>		める負担割合) 10分	整					める負担割合)	10分
3		Ø10	費					の10	
第4条第1項第1号に規定する	同項第2号から第8号までに掲げ	同項第2号から第8号	事	第4条第1項第1号に規定する	同項第2	号から多	第8号までに掲げる	同項第2号から第	第8号ま
事務に係る経費	る事務についてそれぞれ負担する	までに掲げる事務ごと	業	事務に係る経費	事務につ	いてそ	れぞれ負担する構	でに掲げる事務こ	ごとの負
₹ <u> </u>	構成団体	の負担割合	費		成団体			担割合	
第4条第1項第2号及び第6号	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の10		第4条第1項第2号及び第6号	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	10
に規定する事務に係る経費	和歌山県、徳島県、大阪市及び堺市			に規定する事務に係る経費	和歌山県	、徳島」	県、 <u>京都市、大阪市</u>		
•					、堺市及	び神戸	<u>市</u>		
第4条第1項第3号アからウま	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の5		第4条第1項第3号アからウま	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	5
でに規定する事務に係る経費	和歌山県、鳥取県及び徳島県	宿泊施設数割 10分の	11 1	でに規定する事務に係る経費	和歌山県	、鳥取	県及び徳島県	宿泊施設数割 10	0分の 5
		5							
第4条第1項第3号エからカま	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の5		第4条第1項第3号エからカま	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	5
でに規定する事務に係る経費	和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市	宿泊施設数割 10分の		でに規定する事務に係る経費	和歌山県	· 鳥取」	県、徳島県、 <u>京都市</u>	宿泊施設数割 10	0分の 5
	及び堺市	5			、大阪市	7、堺市	及び神戸市		
第4条第1項第4号に規定する	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人立割 10分の5		第4条第1項第4号に規定する	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	5
事務に係る経費	和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u>	事業所数割 10分の5	:	事務に係る経費	和歌山県	[、鳥取]	県、徳島県、 <u>京都市</u>	事業所数割 10%	分の5
	及び堺市				、大阪市	ī、堺市	及び神戸市		
第4条第1項第5号アに規定す	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5		第4条第1項第5号アに規定す	京都府、	兵庫県	及び鳥取県	人口割 10分の	5
る事務に係る経費		利用実績割 10分の5		る事務に係る経費				利用実績割 10	分の5
第4条第1項第5号イに規定す	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の10		第4条第1項第5号イに規定す	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	10
る事務に係る経費	和歌山県、鳥取県及び徳島県			る事務に係る経費	和歌山県	息、鳥取	県及び徳島県		
第4条第1項第5号ウに規定す	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の10		第4条第1項第5号ウに規定す	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	人口割 10分の	10
る事務に係る経費	和歌山県、鳥取県、徳島県、 <u>大阪市</u>			る事務に係る経費	和歌山県	1、鳥取	県、徳島県、 <u>京都市</u>		
	及び堺市						及び神戸市		
第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	受験者数割 10分の10		第4条第1項第7号に規定する	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	受験者数割 10	分の10
事務に係る経費	和歌山県及び徳島県			事務に係る経費	和歌山県				
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、	受講者数割 10分の10	11 <b>+</b>	第4条第1項第8号に規定する	滋賀県、	京都府	、大阪府、兵庫県、	受講者数割 10	分の10
事務に係る経費	和歌山県、徳島県、大阪市及び堺市			事務に係る経費			県、 <u>京都市、大阪市</u>		
a day a bit on demand			$\parallel \parallel$			び神戸			

参考:地方自治法 (規約改正関係抜粋)

### 第291条の3(組織、事務及び規約の変更)

広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は<u>広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣</u>、その他のものにあつては都道府県知事<u>の許可を受けなければならない。</u>ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第 2 項 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第 291 条の 11 (議会の議決を要する協議)

第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条<u>の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なけれ</u>ばならない。